

りんご園等改植事業について

令和5年度から市の改植事業が変わります

- 目的 ①収益性の高い「振興品種」への改植・新植をより効果的かつ計画的に進めていくため、補助単価の高い「国の改植事業」の活用を促進する。
- ②早期多収・省力化が期待できる「省力樹形（高密植栽培等）」の導入を推進する。

		現 行	令和5年度から
りんご	対象品種（丸葉・わい化共通）	制限なし	原則、振興品種以外
	補助金額		
	丸 葉		8万円/10a以内
	わい化		16万円/10a以内
特産果樹	対象品種		制限なし
	補助金額		8万円/10a以内
果樹未収益期間栽培管理（省力樹形は対象外）	補助金額		10万円/10a以内
NEW 省力樹形	対象品種		振興品種のみ
	補助金額		国補助金額の2分の1

- ◇申請時期や申請方法については、詳細が決まり次第改めて弘前市ホームページ・農業ひろさきなどでお知らせがあります。
- ◇本内容は令和4年3月18日時点のものであり、令和5年度予算の成立をもって実施することとなりますので、今後内容等に変更が生じる場合があります。

<変更後の内容>

- ◆わい化/丸葉…補助対象は果樹産地振興協議会が定める振興品種以外の品種のみ。

【例外】 遊休農地の活用や第三者からの園地継承により、突発的に引き継ぐことになった園地で改植・新植を行う場合は、振興品種でも補助対象となる。

- ◆省 力 樹 形…国の改植事業に係る国補助金額の2分の1相当額を上限に上乗せして補助（1事業者につき10a分を上限とし、本メニューの活用は1回まで）

前ページでご紹介した高密植わい化栽培などの省力樹形の園地について、令和5年度から新たに弘前市の改植事業の補助対象となる予定であるためご紹介いたします。

省力樹形を導入するための足掛かりとすることを目的としているため、10aまでが上限となつているものの、国の「果樹経営支援対策事業」の補助金と併用すると、次のページに示すように上乗せして補助が受けられ魅力的です。

果樹経営支援対策事業に関しては、毎年11月に当JA農業再編対策課にて受付しております。

省力樹形を導入する場合は、時間的余裕を持ちながら、フェザー苗や資材確保の見通しを立てた上で、計画的に進めることが必要です。お早めにJAにご相談下さい。

左ページに国の改植事業のスケジュール例を示しましたので、参考にして下さい。

国の改植事業のお問い合わせは
JA相馬村 農業再編対策課まで
TEL: 0172-84-3215

国の改植事業（果樹経営支援対策事業）と 令和5年度からの市の改植事業を併せた支援内容

【補助上限額（超高密植栽培・V字ジョイント栽培の場合）】

（10aあたり）

		改 植	新 植
超高密植、V字ジョイント	国	73万円	71万円
	市	36万円	35万円
果樹未収益期間栽培管理 （4年分）		定額22万円	
合 計		131万円	128万円

※市の上乗せ分は、1事業者につき10aを上限としています。

※国の改植事業は10a毎に上記金額が交付となり、上限500aまで申請可能です。

◇超 高 密 植…10aあたりの植栽本数300本以上。

フェザー苗を生垣状に仕立てる栽培方法。

◇V字ジョイント…樹間1～1.5m×列間4mで植栽、苗木を地上0.8mの高さで曲げて水平に伸ばし、1～1.5m間隔を空けた隣の木と接ぎ木でつなげる栽培方法。枝は60度の角度で上方に伸びるようにする。

【令和6年春植えをする場合のスケジュール例】

